

CREATE HOPE in the WORLD



第2780地区
大磯ロータリークラブ



世界に希望を生み出そう

2023～2024年度RI会長
ゴードン R. マッキナリー

1. 真実かどうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるかどうか

★事務所：神奈川県平塚市豊原町22-13 TEL/FAX：0463-36-2255

★例会：第1・第3・第5 木曜日 12:30～13:30 大磯プリンスホテル TEL：0463-61-1111 FAX：0463-61-6281
会長 瀬戸 亨一 会長エレクト 田中 敏治 幹事 新宅 文雄

第2580回 例会

令和5年11月16日 No.11

■司会：鈴木 美乃 ■点鐘：瀬戸 亨一 ■合唱：それこそロータリー

◇プログラム・11月23日：休会、勤労感謝の日・11月25、26日：地区大会・12月7日：布川史明会員、理事会

◇出席報告

例会	会員数	出席数	出席率	メイクアップ	修正出席率
2580回	15(14)	9	64.29%	—	—
2578回	15(14)	10	71.43%	—	—

◇欠席者（5名）

原、太田、石山、井上、河本さん

◇メイクアップ（0名）

◇点鐘

こんにちは、大分冬らしく寒くなってきました。
日が出ると暑い、陰ると極端に寒いそんな気温差が
激しい日が続いています。
風邪も大分流行っているそうです、結構長引くと言
われていますから気を付けましょう！
点鐘します。

◇おめでとうございます！



誕生日祝：田中敏治会員（11/23）

◇会長報告

瀬戸亨一会長



原さん、本日の卓話よろしくお願ひ致します。
2024-25青少年交換留学候補生 選考試験が11日に試
験、12日に面接が行われ、結果は合格となりました。
彼は12日の夜にしょんぼりした表情で、私のところ
に試験と面接内容の報告をしに来てくれました。
不合格になっても2日間の経験を来年度に挑戦する
学生の為に生かして、協力したいとそれを言いに来
たのでした。この辺がすぐ落ち込むところも含め

て廣川らしくて、良い奴なんです。

さて、派遣先は第一希望：デンマーク、第二希望：台湾、第三希望：カナダでしたが、デンマークへの派遣先で通知を受けました。

第8グループ6クラブの代表で派遣させて貰う自覚を持って行って貰いたいと思っています。

大磯クラブがスポンサークラブとなりますので、再来年の7月まで廣川康希のことを温かい目で見えてあげて欲しいと思います。

それにしても随分と遠い所を希望したもんだと思いますが、嬉しさと寂しさが混ざり合っている所です。遠く離れたデンマークで良い経験をするチャンスを貰えることの感動が大きいです。

皆さん応援してくださって、ありがとうございました。11日に大磯まつりが無事に終わりました。

予算¥140,000-としていましたが、¥119,299-の決算となりました。

キーホルダーづくりが忙しすぎて参加者に食事代を出し忘れしました。昼食は適当な時間に個々に取って貰ってしまい、見かねた新宅さんがいろいろ食べ物を運んでくれたので、つまみながらキーホルダーづくりをしました。

100個のキーホルダーのロータリーマークはよしのさんが自宅でアイロンプリントをしてくれました。越地さんがブースのポスターを作ってくれたり、立看板架台を日曜大工で作ってくれたりしました。

そんな事で予算削減となった訳です。

募金活動は100ケのキーホルダーを¥300-以上の募金者にプレゼントと致しました。

完売になりましたので、募金は¥42,260-となりました。ステージではROTEX金子美優さんとダヴィッド君が約10分弱の時間の中で、2人でインタビュー形式の掛け合いをするマイクパフォーマンスで青少年交換留学のプレゼンをしてくれました。

中学生の保護者さん方が多く居られたと思います、ステージが終わった後、ブースに置いておいたチラシをわざわざ取りに来られた方が数名いました。一番忘れてはならない事も忘れてしまっていました。なんと参加者全員での集合写真を撮らなかったのです。最後に藤田さんに謝りたい事が有ります、ブースでの募金活動を寒い中、お疲れ様でした。

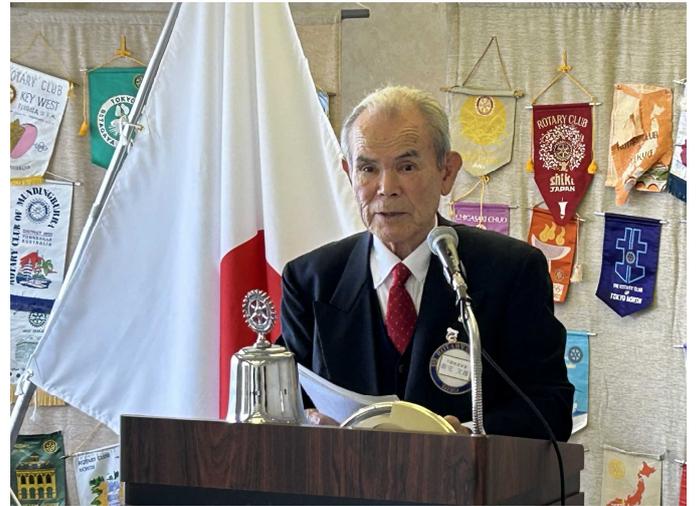
私は忙しさのあまり、お寿司を手で掴まんで、立ち食いしていました。藤田さんは椅子引いてくださり、座ってくださいと言ってくれました。お行儀悪いですよって目で訴えて頂いた事に感謝と謝罪をさせていただきます。

どうもすみませんでした。

26日は地区大会です、林ガバナー補佐が最後に言われていたように出来るだけ多くの人數で出席しましょう！

◇幹事報告

新宅文雄幹事



・田島ガバナーから、公式訪問に際してのお礼状が参りました。

・地区大会：新世代交流会が開催されます。

日 時：11月26日（日）

会 場：ユニコムプラザさがみはら

対象者：青少年交換学生、ホストクラブ関係者の皆様

・2024年夏出発青少年交換学生の選考試験の結果、大磯RCが推薦した廣川康希君が合格し、デンマーク派遣が決定しました。

早速、大磯RCではカウンセラーを選出し、12月2日（土）第1回オリエンテーションに廣川君と一緒に出席して頂きます。

・1月の職業奉仕月間に因み、地区職業奉仕委員会より、卓話者を派遣しますので、12月15日（金）までにご連絡下さいという案内を頂きました。

続いて新宅の一言コーナーです。

・人間の魅力について

人間の魅力といえば、美しい俳優・タレントさん、二刀流の大谷翔平選手とか将棋の藤井聡太8冠とか、美しさ・憧れ・尊敬・強い人・偉人等を思い起こします。今日は究極の魅力についてお話をします。

西南の役の折り、豊前中津藩からも有志が中津隊を結成して西郷隆盛の軍に参加した。だが戦い利あらず、敗北が決定的になる。隊長の増田宋太郎は隊士に、「われわれ中津隊の役目は終わった。自分に残るが、みんなは故郷に帰れ」という。なぜ隊長だけ残るのか、と反問する隊士に、増田はこう答えた。

「吾、此処に來たり、始めて親しく西郷先生に接することを得たり。一日先生に接すれば一日の愛生ず。三日先生に接すれば三日の愛生ず。親愛日に加わり、去るべくもあらず。今は善も悪も死生を共にせんのみ」かくして増田は西郷と共に城山に果てた。

山岡鉄舟が清水の次郎長親分に「お前には沢山子分がいるが、お前の為に死ぬ子分は何人いるか」と聞いた。

「私の為に死ぬ子分など一人もおりません。だが、子分の為なら私は死ぬます」これが次郎長の答えであったそうです。

身命を賭してまで、その方に尽くしたくなる程の魅力を持っている人間に会いたいし、魅力ある人間になりたいものですね。

26日の地区大会に行く交通手段ですが、小田急相模大野駅から徒歩ですから、皆様電車で行きましょう。本日の配布物はガバナー月信、大磯まつり報告書、青少年交換ダヴィット君10月計算書、財団地区補助金要領、

以上

◇委員会報告：

☆出席報告

田中敏治委員

☆スマイルボックス

藤田眞喜子委員



・瀬戸亨一会長：田中さんお誕生日おめでとうございます。原さん卓話よろしくお願ひします。楽しみにしています。

・新宅文雄幹事：原さん卓話よろしくお願ひします。田中さん誕生日おめでとうございます。

廣川君合格おめでとうございます。青少年交換プログラム、大磯RC推薦高校生です。2024年デンマークに行きます。

・原卓会員：みなさまご無沙汰しております。本日は卓話よろしくお願ひします。

・田中敏治会員：みなさんこんにちは。大磯まつり

お疲れさまでした。原さん卓話宜しくお願ひします。

・鈴木美乃会員：大磯まつり皆様お疲れさまでした。有難うございました。原さん今日は卓話楽しみにしております。

・吉川稔会員：原さん卓話楽しみにしています。田中さんお誕生日おめでとうございます。

・藤田眞喜子会員：大磯まつりでのダヴィット君の自己紹介とロータリー紹介そしてスウェーデンの国旗を掲げる瀬戸会長。皆さん素晴らしかったですね。更に大磯中&国府中の合同ウインドオーケストラのサウンドにはテキーラ♪ブラボーでした。

☆田中敏治会長エレクト



田中会長エレクトより青少年交換留学生補助金分担クラブ10月計算書と、10月21日に行われた2023-24地区補助金の説明会について報告があった。地区補助金説明会の際の配布資料をもとに地区補助金、寄付金等について説明があった。今後、次年度に向けて地区補助金をクラブとして活用するのか申請等も含め協議したいとの意向が示された。



◇ 卓話

最近の税理士業界の

トピック、インボイス制度について◇◆

原 卓会員



皆様、大変ご無沙汰しており、申し訳ございません。まずは改めて、税理士をしております原と申します。

今回は、我々税理士業界の最近の重大トピックであるインボイス制度についてお話ししようと思えます。

インボイス制度は、2023年10月1日から日本で導入された新たな仕入税額控除の方式で、すべての事業者に影響があります。この制度の導入には消費税の増税と軽減税率の導入が背景にあります。インボイス制度は、もともとはヨーロッパにおけるインボイスを利用した付加価値税（消費税）の申告方法を参考しているため、当初は「日本型インボイス制度」とも呼ばれていました。

この制度は、すべての事業者に影響を及ぼすため、事業者は制度の理解と対策が必要です。また、制度の導入により、事業者は新たなビジネスチャンスを得ることも可能です。しかし、一方で、制度の導入により業務負担が増えることも予想されます。これらの点を踏まえ、事業者は適切な対策を講じることが求められます。次に簡単ではありますが、メリットとデメリットをお話します。

インボイス制度のメリット

1. 電子インボイスによる請求書等処理業務の効率化

インボイス制度は、現在「軽減税率」によって2種類の税率が存在している状況を踏まえて、商品・サービスにかかっている税金を明確にするために導入された背景があります。これにより、消費税の納税

は軽減税率で複雑になりましたが、インボイスにより把握しやすくなります。

2. 新たな取引先を開拓するチャンス

インボイス制度の導入により、新たなビジネスチャンスが生まれる可能性があります。特に、電子インボイスを活用することで、取引の効率化やコスト削減が期待できます。

インボイス制度のデメリット

1. 経理・事務の負担が増加する。

インボイス制度では、請求書への記載事項が増加したり仕入税額控除を受けられる要件が変更されたりすることで、経理・事務の業務負担が増えることが予想されます。また、記載項目が複雑化することにより請求書作成の負担が増加します。

2. 免税事業者は契約を打ち切られる。

仕入税額控除を受けるためには、仕入先から適格請求書を発行してもらう必要があります。しかし、免税事業者は適格請求書を発行できません。消費税の課税期間における売り上げが、1,000万円未満の事業者を免税事業者と言います。仕入税額控除を受けられないことで、本来であれば仕入先の事業者が納税すべき消費税を取引先が肩代わりしなければなりません。

3. 個人事業主の情報が公開される。

適格請求書発行事業者として申請する際、個人事業主の氏名や住所など個人情報を記載します。登録した情報は、事業主の登録番号と一緒に国税庁のホームページで公表されるため、一個人が調べられるようになります。

4. システム改修の費用がかかる。

業務効率化のため導入したシステムがインボイス対応でない場合、改修したり新規システムを導入したりするための費用がかかります。インボイス制度に合わせてシステムを改修する必要があるため、コスト面での負担も増加します。

そもそもですが、適格請求書（インボイス）とは、売り手が買い手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝える書類（請求書や領収書）のことをいいます。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいいます。

適格請求書を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

売手側では、売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、イ

ンボイスを交付しなければなりません。また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。一方、買手側では、買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

このインボイス制度ですが、説明以上に非常に複雑で、とにかく手間がかかり事務作業がとても増えます。経理処理にも新しいルールができたといつてよいほどの改正なのです。

我々税理士業界にもインボイス制度の導入により、大きな影響があります。税理士業務の増加と変化です。インボイス制度の導入により、取引先から請求書を受け取ることで、自社の仕入税額控除を行うことができます。そのため、税理士業界では、インボイス制度に関する相談や申請業務が増加すると考えられてきました。また、インボイス制度の導入により、取引先とのやり取りに関するルールが変更されるため、業務の変化が生じました。前者、後者ともに普段の業務には全く無かった業務がここ1カ月ひっきりなしに生じております。先日は取引先の請求書を直してほしいという依頼があったり、返還インボイスという値引の概念、今までの慣習を変えることになった状況についての対応など、さまざまです。

このインボイス制度の中で登録番号の付いた適格請求書を保存しなくてもよいという除外ルールも存在します。例えば旅費交通費の精算がそれにあたります。

インボイス制度において、旅費交通費に関する取引価額が3万円未満の場合や、請求書等の交付を受けられないことやむを得ない理由があるときは、請求書がなくても一定の帳簿保存で仕入税額控除が認められます。

また、請求書の交付を受けることが困難であるなどの理由により、たとえば公共交通機関による旅客の運送や入場券等が使用の際に回収される取引、従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等については、引き続き一定の帳簿保存で仕入税額控除が認められます。

ただし、従業員が旅費交通費の立替払を行っている場合、原則として事業者宛のインボイスがないと事業者は仕入税額控除ができません。したがって、事業者が仕入税額控除を行うには交通事業者が発行する従業員宛のインボイスに加え、従業員が作成した「立替金精算書」の保存が必要となります。

皆様、今の話、違いが明確にわかりましたでしょうか？

3万円未満の交通費はインボイス要らない、旅費規定による従業員への手当も要らない、従業員が領収書をもって実費精算をしたらインボイス必要…我々は理解出来ますが、実務的にどうなのでしょう。最初にインボイス制度のメリットをお話しましたが、最大のデメリットである事務作業の増加と比較すると何のための制度なのでしょう…益税をなくし正しい納税をすることで、納税を増やし将来のために国の歳入を増やすのは理解できますが、この制度のために対象となるほぼすべての事業者は事務負担及び費用が増えていると考えられます。

インボイスだけでなく電子帳簿保存法、電子納税といった制度は、今まで当たり前であったことをすべて否定されるようになります。電子データの紙での保存の否認、納付書は郵送されなくなり、銀行窓口での税金の納付も難しくなっております。

今後はこういったことに対応できるよう、コンピューターやシステムを駆使し効率よく業務を行うこと、納税を行うことが求められていく時代になっていくことを痛感しました。皆様もこういった国の制度にシステム等を駆使し対応できるよう、知識を広めてください。私も顧問先だけでなく少しでも皆様のお力になればと思います。

これで卓話を終わりにいたします。ありがとうございました。



◇点鐘

原さん 卓話ありがとうございました。

忙しいでしょうけど、時間作って日頃の例会に出来るだけ出席してください。

よろしくお願い致します。

大磯まつりで学生にお礼の品として余ったロータリーマーク付きのボールペンをお配りします。

越地さんカレンダーありがとうございました。

本日の例会を終わります。

◇大磯まつり 11月11日 (土)



◇第8グループ
7RCゴルフ懇親会 11月24日 (金)



瀬戸会長が参加しました